

鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第26号

鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取市職員退職手当支給条例（昭和22年鳥取市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導（以下「職業指導」という。）を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第

4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5

「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者」とあるのは、

32条各号に掲げる者
る者に相当する者とし
らして再就職を促進す
たもの」

「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者」とあるのは、
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第11条第1項第5号に掲げる者とし、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するに必要と認められたものとする。

省令第3号)第32条各号に掲げる者
項第2号に掲げる者に相当する者とし
が指導基準に照らして再就職を促進す
当であると認められたもの

とする。

第5条第1項に規定する地域内に居住
就職を促進するために必要な職業指導

(アに掲げる者を除く。)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第11項第5号の改

正規定及び次条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対するこの条例による改正後の鳥取市退職手当支給条例第12条第11項（第5号に係る部分に限り、同条例第12条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。